

# 特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 運営委員会規則

平成 18 年 3 月 30 日

ひらかた環境ネットワーク会議規則第 1 号

## (目的)

- 第 1 条** この規則は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）定款第 40 条に基づき、運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めたものである。
- 2 運営委員会は、理事会の定めた事項の協議・企画・立案・遂行を図る。
  - 3 運営委員会は、前項の事項を円滑に図るため、理事会の意向を受け、その権限の一部を執行する。

## (構成)

- 第 2 条** 運営委員は 20 人以内とし、正会員又は正会員である団体の代表者の中から選出し、理事会が任命する。
- 2 運営委員会に、運営委員会委員長（以下「委員長」という）1 人を置く。又運営委員会副委員長（以下「副委員長」という）若干名を置くことが出来る。
  - 3 委員長及び副委員長は、理事を務める運営委員の中から、理事会が任命する。
  - 4 委員長は、運営委員会を代表し、その業務を統括する。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
  - 6 **運営委員の選出に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。**

## (任期等)

- 第 3 条** 運営委員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
  - 3 運営委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
  - 4 運営委員に欠員が生じた時、又は増員の必要が生じた時は、必要に応じて定員の範囲内で運営委員の補充又は増員する事が出来る。

## (解任)

- 第 4 条** 運営委員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、理事会において、弁明の機会を与えた上で、出席者の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他運営委員としてふさわしくない行為があったとき
  - (3) 運営委員として、定款並びにこの規則に明らかに反する行為があったとき

(機能)

**第5条** 運営委員会は、理事会の定める事業遂行のため、次の各号に掲げる事項を議決・実施し、理事会に報告しなければならない。

- (1) 事業の具体的な計画・執行に関する事項
- (2) 部会に関する事項についての意見具申
- (3) 運営委員会直轄のプロジェクトチームの設置に関する事項
- (4) 職員の任免並びに事務局組織運営事項についての意見具申
- (5) その他、ネットワーク会議の事業遂行についての重要事項の意見具申

(開催等)

**第6条** 運営委員会は、月1回以上委員長が開催する。

2 前項の他、運営委員会は次の各号に掲げるいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって、委員長に開催の請求があったとき

3 運営委員会を開催するときは、緊急を要する場合を除き、開催日の少なくとも5日前までに、適宜の方法により、運営委員に通知しなければならない。又必要に応じて役員にも通知することとする。

(定足数)

**第7条** 運営委員会は、運営委員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議事)

**第8条** 運営委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した運営委員がこれにあたる。

- 2 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。
- 3 理事及び監事は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

**第9条** 議事録は、定款の例に倣い事務局が作成し、委員長及び議長が記名押印し、事務所に保管する。

(プロジェクトチーム)

**第10条** 運営委員会は特定のプロジェクトの企画・立案及び推進を図るため、運営委員会直轄のプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトの期間は最大2年とする。

## 附 則

- 1 この規則は、ネットワーク会議の成立の日から施行する。
- 2 設立当初の運営委員の任期は、第3条の規定にかかわらずネットワーク会議の成立の日から平成19年6月30日までとする。
- 3 平成22年5月 7日に改正。
- 4 平成22年5月13日に改正。